

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、就業規則第58条（給与）第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人ORGAN（以下「法人」という。）の従業員の給与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(賃金決定の原則)

第2条 従業員の給与は、次の事項等を考慮して決定する。

- 一 職務の重要度・困難度・責任度
- 二 従業員の年齢・経験・能力
- 三 従業員の勤務成績・勤務態度

以下、非公開